

【情報提供】

【編集/提供】葵ビジネスコンサルティンググループ

東京本部 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12

TEL: 03-3775-1220 FAX: 03-3775-1156

URL: <http://www.kaikei.info> e-mail: [info@ykss.com](mailto:info@ykss.com)

### 中国日系外資企業の年度決算利益にかかる企業所得税の計算方式の概要

中国外資企業の企業所得税及び地方税はその企業の年度決算利益金額を基礎として交際費限度超過額加算など所要の税務調整をした上で課税所得を算出し、これに税率を乗じて税額を算出することとされており、この方式は日本の法人税計算と同様である。

以下その書式と実例数値を掲げます。

## 損益計算書

作成単位

2004年12月

(単位:元)

項目	行番号	当月金額	当年累計
1 主要営業収入	1		50,000,000
減算: 主要営業原価	4		40,000,000
主要営業税金及び付加費用	5		
2 売上総利益(損失は「-」で記入)	10		10,000,000
加算: その他の業務利益(損失は「-」で記入)	11		
減算: 営業費用	14		2,400,000
管理費用	15		5,000,000
財務費用	16		400,000
3 営業利益(損失は「-」で記入)	18		2,200,000
加算: 投資利益(損失は「-」で記入)	19		
補助金収入	22		
営業外収入	23		1,200,000
減算: 営業外支出	25		800,000
4 税引前当期純利益(損失は「-」で記入)	27		2,600,000
減算: 企業所得税	28		996,600

単位: 人民元

摘 要	金 額	
2004年度 決算利益金額	1603400	
内 容	加算	減算
企業所得税・地方税損金不算入	996600	
交際費限度超過	320000	
非金融機関支払利息限度超過	80000	
延滞税否認	20000	
税務修正事項合計	1416600	
課税所得金額	3020000	

交際費限度超過:  $1500\text{万元} \times 0.5\% + (5000\text{万元} - 1500\text{万元}) \times 0.3\% = 18\text{万元}$

50万元(交際費支出額) - 18万元 = 32万元

非金融機関支払利息限度超過 : 非銀行分-銀行分 $\times 2$

延滞税否認 : 税金の延滞金・罰金分

中華人民共和國  
外商投資企業企業所得稅年度申報表(A)

納稅人番號

納稅年度:自2004年1月1日至2004年12月31日

金額單位:人民幣元

企業名					TEL
所在地		生產開始日		會社形態	
營業目的		設立日		銀行名	
項 目		決算額	課稅標準額	摘 要	
收入金額	1 売上(營業)收入	50000000	50000000		
	2 売上値引戻り高				
	3 売上合計 1-2	50000000	50000000		
控除金額	4 売上原価	40000000	40000000		
	5 流通税				
	6 營業費用	7800000	7400000		
	7 管理費用				
課稅所得金額	8 財務費用				
	9 營業損益 3-4-5-6-7-8	2200000	2600000		
	10 その他の業務損益				
	11 營業外損益	400000	420000		
	12 特別損益				
	13 当期利益 9+10+11+12				
	14 繰越欠損金当期控除額				
	15 差引課稅所得金額 13-14 > = 0				
16 課稅所得増減額					
	17 当期課稅所得金額 15+16 > = 0	2600000	3020000		
企業所得稅	18 標準稅率 30%24%15%		30%		
	19 標準稅額 17×18		906000		
	20 適用稅率				
	21 適用稅額 17×20				
	22 減免稅額 19-21				
企業地方稅	23 標準稅率 3%		3%		
	24 標準地方稅額 17×23		90600		
	25 適用稅率				
	26 適用稅額 17×25				
未納・還付 稅額計算	27 減免稅額 24-26				
	28 適用稅額合計 21+26		996600		
	29 外國稅額控除				
	30 差引計 28-29		996600		
	31 優遇政策減免稅額				
	32 差引計		996600		
	33 予納所得稅額 30-31 > = 0				

【情報提供】

【編集/提供】葵ビジネスコンサルティンググループ

東京本部 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12

TEL: 03-3775-1220 FAX: 03-3775-1156

URL: <http://www.kaikei.info> e-mail: [info@ykss.com](mailto:info@ykss.com)

上海の最も「速い」交通手段は「助動車」と思われます。最初の「助動車」は電気自転車を指しましたが、現在、日本で言う原付がほとんどです。

交通ルール上、「助動車」は自転車と同様に扱われていますが、自転車より速いスピードを出せるので、時々自転車専用道路からはみ出して、自動車と混在して走ります。自動車が通行止めの道でも「助動車」は走れますし、渋滞にも無縁ですので、市中心部では目的地に到達する最も速い手段になっています。

また、「助動車」は自転車と同じ扱いですので、運転手は交通ルールの勉強を義務付けられていません。つまり、車両登録し、ナンバープレートを取得するだけで、運転免許は必要ありません。

「助動車」を最も怖がっているのは自動車の運転手です。その話をよくタクシーの運転手さんに聞きます。「助動車」のスピードは速いので、自動車道路に飛び出すときや、信号無視して交差点を横断するときに、普通に走っている自動車の運転手は反応ができず、衝突してしまうことが多いのです。それだけではなく、交通事故を処理する警察に事情説明した場合、明らかに「助動車」のルール違反であっても、ほとんどの場合、賠償責任は自動車運転手が負うこととなります。警察の理由としては、「助動車」運転手は交通ルールを知らないが、自動車運転手は知っていることになっています。具体的な「違反理由」は、「前方不注意」と「不適切な措置」です。自動車運転手は「助動車」より、不平等のルール使用に怖がっています。

ルールを知らないことを理由に、ルール違反を正当化するのは、非常に不思議です。しかし、「知らない」を理由にして、堂々とルール違反している企業・個人は少なくありません。

日系企業によくある人事トラブルは「サービス残業」です。企業は摘発される時、大体「日本本社では一般的にやっている」、「中国でのサービス残業は違法であることを知らない」などの言い訳で罰則を逃れようとしています。しかし、企業は「助動車」の運転手ではありません。言い換えると「知らない」という言い訳で罰せられないことはないのです。それらの企業経営管理者が言っている「知らない」は2種類の状況が考えられます。

本当に知らない。日本でできることは中国でもできると思い込んでいる人  
知っていても知らないという人

の経営者は確信犯ではないですが、リスク管理意識は極めて低いと思います。法律・ルールは公開されているので、ちょっと調べれば分かるはずですが、ルールが多く複雑で、どこから調べればいいのか分からない時は、弁護士事務所・コンサルティング会社に依頼することもでき、「知る」方法はたくさんあります。

問題は「知る」という意欲が有るかどうか、それらの「知らない」をリスクと考えるかどうかということです。砂に首を突っ込んで、迫ってくる危機は存在しないと思う駝鳥と同じような経営者は残念ながら多いのです。

の経営者は確信犯です。悪質なルール違反は反社会的な行為であり、解任以外に改善しようはありません。もちろん、本社も同じ考えだったらお終りですが…  
交通ルールを知っていても、知らないと言えば自分の責任は少なくなると分かる「頭のいい」運転手は、ルール違反をして、万が一衝突され、自分の命がなくなること考えていないでしょう。

ですから、知っていても知らないふりをする人がいれば、本当にバカとしか言いようがありません。それは「助動車」の運転手であれも、企業の経営者であっても、同じだと思います。「ルールを知らないから、違反しても仕方がない」ということは、言い訳としか言えませんが、ルールを制定する人、ルールの実行を監督する人に責任が全く無いとも言えません。その責任は「告知」です。

ルールの目的は「予防」であり、決して「罰」ではありません。そのため、事前にそのルールを関係者に知らしめなければなりません。

「何をしてもいい、何をしたらだめか」を明確にすることで、ルールの違反者に罰則を適用することができます。ルールも知らせていないのに、いきなり相手に「ルール違反だから罰を与える」というのはあまりにも横暴すぎると思います。

交通警察は「助動車」の運転手に厳しく違反責任を追及できないのもそれが原因だと思われませんが、交通ルールの宣伝強化、運転手の勉強義務付けなどの措置を講じて、「告知」を果たそうと努力しています。

企業にもいろいろなルールがあります。交通ルールと同様に、それらのルールを関係従業員に事前告知しなければなりません。しかし残念ながら、多くの日系企業は、ルールの明確化をなかなか意識していません。

全ての従業員と関係のあるルールといえば、「就業規則」です。ほとんどの企業は「就業規則」を制定していますが、従業員全員にそれを読ませて、説明し、理解させた企業は何社あるでしょう？あなたの会社は？

「就業規則」を知らない従業員が遅刻してくる場合、管理者が罰則を与えようとすれば、本人は絶対反発します。「遅刻してはいけないのは当たり前だろう」と思う管理者は多いかもしれませんが、「当たり前のことを明文化し、事前告知するのは当たり前だろう」というのは中国の経営管理文化です。

ルールを守らせるために、そのルールを先に知らせるのは最低の条件ではありませんか。



## 上海葵井通信 2006年3月号

【情報提供】 【編集/提供】

(株)葵ビジネスコンサルタンツ

東京本部:横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12

TEL: 03-3775-1220 FAX: 03-3775-1156

URL: <http://www.kaikei.info> E-mail: info@ykss.com

中国での日本企業による技術移転プロジェクト業務および技術移転コンサルティング業務に関する課税上の基本的取り扱いは以下のとおりです。

### 契約手続

生産に関連するノウハウ、技術移転契約は、技術輸出入契約登記管理弁法により、契約締結にあたり中国側企業が現地商務部官庁に当該契約書その他の書類を提出し登記申請をし、これにより「技術輸入契約登記証」及び「技術導入契約データ表」の交付を受けることから始まる。そしてその「技術導入契約データ表」に記載された契約金額総額以上は送金できないこととなっている。

### 課税関係

技術輸入契約についてはその契約対価について営業税 5%と企業所得税 10%が源泉徴収される。具体的には対価 100 とすると営業税 5%を徴収された後の金額  $95\% \times 10\% = 9.5\%$ が企業所得税の源泉税額となり、**合計 14.5%**となる。

ハイテク技術輸入契約については、営業税免税の規定があるが、これは別に科学技術主管部門の審査意見証明書を添付して免税申請をする必要がある。

企業所得税の免税については先進的技術が対象とされており、審査が非常に厳しく適用事例が未だ非常に少ないのが現状のようです。

PEの認定課税について、技術輸入契約を締結する際の技術者を派遣する人的役務の提供については、その提供契約期間が「6ヶ月」を超える場合には、現地恒久的施設(PE)を有すると判断され企業所得税の申告納税義務が発生する。その場合の課税関係は次のようになると考えられる。

企業所得税----- 利益推計による課税

個人所得税----- 中国非居住者であっても 183 日免税ルールは適用されず関係者全員課税

営業税----- 中国国内業務は課税(ただし優遇税制あり)

### 課税方法

企業所得税---- 業務対価収入  $X * 推定利益率(10\% \sim 30\%) \times 33\% - 源泉税額 = 税額$

個人所得税----- 年間給与認定額  $X 中国勤務日数 \div 365 日 \times 個人所得税率$

営業税----- 中国国内業務報酬X5%

\* 推定利益率---- 技術支援 10% 設計支援 15% その他支援 30%

\* 原則税率----- 33%

#### エンジニアの派遣契約

生産型企业との契約は技術ライセンスが主であり、技術者派遣は副次的なものであり契約金額及び契約期間の問題もあり一概に決められないことがある。その場合送金に支障がでる場合もあり、更には長期間滞在契約になるとPE認定されるおそれもあるため契約を「別建て」にしているとも考えられる。

#### 実務上の留意点

既述のように技術移転契約は当局の指導、認定のもとに行われることが前提とされており銀行送金、営業税免税等優遇税制適用など実務上の手続はかなり手数料がかかります。とくに地方政府によっては独自の取り扱いをしているケースも多々ありますので、現地弁護士その他専門家等による現地調査確認が重要です。

横田 昭夫:記



## 上海葵井通信 2006年4月号

【情報提供】 【編集/提供】

(株)葵ビジネスコンサルタンツ 東京本部

: 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12

TEL: 03-3775-1220 FAX: 03-3775-1156

URL: <http://www.kaikei.info> E-mail: [info@ykss.com](mailto:info@ykss.com)

### 中国：上海での買物編

いかに値切るか！ 高値で購入せずに、安く買うか！ になります。

上海でも3種類の価格が存在しています。

吹っかけ価格で「外国人や外人」用の高価格で、この時に購入者は「90% OFF」から交渉します。「100元」と言われたら、直ちに【10元】と言い返してください

価格が決まってから「領収書を下さい」と言うと、価格が上がる。販売元が売上を誤魔化す脱税行為になります

今度は逆に「領収書は要らないから、値段を下げてください」と言うともう少し安くなります。もちろんこちらも脱税です。なにしろ罰金や違反金を支払う場合でも値切れますので、一言付け加えたならば価格が下がるかもしれません

実際に「FDD」を購入した時は次のようになりました。

近所の電腦城(PCセンター)へ外付けUSB式「FDD」を探しに行った時の価格展開の実情からです。なかなか見つからないため店員に在庫の有・無を尋ねますと、どこからかIBM製品(今なら、联想)を持ってきました。

「値段は？」「240元 3,600日本円」「高い！ 中国の無名メーカーFDDで安い物はないか？」と伝えると「180元 2,700日本円」に価格が急降下しましたが、こちらは無名メーカーで「100元」程度と予想していましたので、他の店舗へ行き同じように値段を尋ねると同じIBM製品が「160元」「180元」の店舗もありました。更に「140元」の店舗で「高い」と言うと「130元」にまですぐ低下しました。でも購入せず、他メーカー製品を探し続けました。

他のPCセンターで探しても見つからないため、翌週に最低価格の店舗へ行き「値段は？」「140元」「高い」として、「100元」を希望すると流石に安すぎて「ダメ！」と言われましたが「125元」の価格を提示されました。そして領収書も要求してもOKになりました。ここで「領収書は不必要」とか、「もう少し下げて」と一声かければ、もう少しは安くなったでしょう。

メーカー製品ですら、このようになります。標準的な価格が無い商品では「90%OFF」から



価格交渉を開始しています。

但し、中国での価格交渉に慣れすぎると、街中の屋台でなんと「2元 30日本円」の定規を値切り始めました。自分でも驚いていましたが、さすがに販売員も呆れ顔になっていました。

#### 今月のアドバイス

日本で美術品や骨董品を購入する場合と同じで、高く買わされても、購入者の責任になります

(一般的な価格を知らない日本人にとっては、多くの物を安く感じます)

- \* 中国:上海では、「1 中国人民币 100 日本円」が実勢レートに近いと思えますので、参考にしてください
- \* 上海とその他の中国とで、価格面を比較すると上海の物価は約 2 倍以上ではないかと言われています

中国:上海で安い物と高い物を比べてみます、更に参考価格も出しました。

#### < 低額品 >

食料品・交通費「バス、地下鉄、鉄道、タクシー」・水道代・一般物価  
・単純労働者の給与「故に、散髪、配送、按摩等の価格は安くなります」

#### < 高額品 >

ホテル代・航空運賃・マンション・PC・自動車・  
・日本食の食材「塩・砂糖・醤油・魚・野菜 等の食材はあるが、日本食には使用できない。野菜だと皮が硬い茄子・甘くない砂糖・塩辛すぎる塩」との事です。「牛肉は水牛のためか、硬すぎて噛み切れない」「魚は淡水魚が多く、海水魚は少ない」

#### < 価格表 >

- ・ 液晶ディスプレイ(海外製):2,100 元
  - ・ カラープリンター(Epson):498 元
  - ・ CDプレーヤー(中国製):268 元
  - ・ 超音波式加湿器(中国製):148 元
  - ・ FAX(フィリップス):1,995 元
- 半年以内に修理に出したのは、なんとオランダ:フィリップス製Faxでした。中国製品はほぼ正常に作動しています。

#### 上海の状況

現在の雰囲気は、1980 年代の東京に似ています。マンション・バブルで年に「20% ~ 50%」アップは当たり前で投資のために、マンションを複数室も購入して銀行からローンだけ、給与も同じように「20% ~ 50%」アップは当たり前と日本の過去を思い出させる状況になっています。もちろんマンション・バブルと認識している上海人は、少数派になります。

畑の真ん中に建てられた郊外のマンションを夜間に観察しますと電気が付いている部屋は、約 20% ~ 50% だけです。ホトンドの部屋が投資用に購入されています。(F 記)

# AOI

Group  
法律・税務・  
会計編

## 上海便り 2006年5月号

【情報提供】 【編集 / 提供】

**(株) 葵ビジネスコンサルタンツ**

東京本部: 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12

TEL: 03-3775-1220 FAX: 03-3775-1156

URL: <http://www.aoibc.com> E-mail: [aoi@aoibc.com](mailto:aoi@aoibc.com)

今回からシリーズとして中国財政部が定めた「企業会計準則」を掲載いたします。この「企業会計準則」は「基本準則」と「具体準則」とで構成され、中国財政部は1997年5月から今日に至るまで多くの改訂を加えながらも、「基本準則」は企業会計の基本前提、一般原則、会計要素及び財務諸表の作成、提出についての一般要求を規定し、「具体準則」は「基本準則」の要求に従い、会計処理業務について具体的な規定を制定したものです。

なおこの日本語翻訳文は財政部中国財政経済出版の「企業会計準則 2003」の翻訳文を引用しておりますが、この出版物は現在絶版となっており手に入りにくくなっておりますため、ここに「基本原則」の全文を掲載したいと思います。

## 企業会計準則 基本準則

### 第一章 総 則

第1条 わが国の社会主義市場経済発展のために、企業会計の基準を統一し、会計情報の質を保証するため「中華人民共和国会計法」に基づいて本準則を制定する。

第2条 本準則は中華人民共和国国内に設立されたすべての企業に摘要する。中華人民共和国国外に設立された中国投資企業(以下国外企業と略称する)については本準則に基づいて、国内関連部門に財務報告書を提出しなければならない。

第3条 企業会計制度を制定する場合には、本準則に従わなくてはならない。

第4条 企業会計は企業に発生した各種の経済取引を対象として、企業自身の経営活動の各項目を記録および反映しなければならない。

第5条 企業会計は、企業の継続性と企業の正常な経営活動を前提としなければならない。

第6条 企業会計は会計期間を区分し、その期間ごとに勘定科目を締切り、財務諸表を作

成しなければならない。会計期間は年次、四半期及び月次に区分し、年次、四半期および月次の開始と終了は西暦月日を採用する。

第7条 企業会計は人民元を記帳本位通貨とする。取引の収支が外貨を主とする企業は特定の外貨を記帳本位通貨として採用することも出来る。ただし財務諸表は人民元に換算して表示しなければならない。国外企業が財務諸表を作成して国内関連部門に提出する場合には、人民元に換算して表示しなければならない。

第8条 会計記帳は複式簿記を採用する。

第9条 会計記録の文字は中国語を使用しなければならないが、少数民族自治地区では、少数民族の文字を併用することができる。外国投資企業および外国企業は、特定の外国語を併用することもできる。

## 第二章 一般原則

第10条 企業会計は、実際に発生した経済取引をもとに、財政状態及び経営成績の真実を表示しなければならない。

第11条 企業情報は、国家のマクロ経済管理の要求に合致し、各関連当事者による企業の財政状態及び経営成績に対する理解と、企業による内部経営管理の強化に資するものでなければならない。

第12条 企業会計は定められた会計方針にもとづいて行われなければならない。そして、会計指標の基準を統一に定め、相互に比較可能でなければならない。

第13条 会計方針は前後の各期で一致しなければならないが、みだりにこれを変更してはならない。変更しなければならない場合には、変更の旨、変更の理由、および当該変更が財政状態または経営成績に及ぼす影響を財務諸表に記載しなければならない。

第14条 企業会計は適時に実施されなければならない。

第15条 会計記録および財務諸表は明晰かつ明瞭でなければならない。理解および使用に資するものでなければならない。

第16条 企業会計は発生主義の原則を基礎としなければならない。

第17条 収益とそれに関連する原価、費用は相互に対応しなければならない。

第18条 企業会計は保守主義の原則に従って、発生の可能性のある損失および費用については合理的に計上しなければならない。

第19条 各種の財産、物資の価額は、原則として取得する際の実際原価にもとづいて計上しなければならない。国家が別に定める場合を除いて、物価変動によって帳簿価額を修正してはならない。

第20条 企業会計は収益的支出と資本的支出とを合理的に区別しなければならない。支出の効果が当会計年度のみに生ずるものは、収益的支出とすべきであり、支出の効果が次期以降にも関連するものは、資本的支出としなければならない。

第21条 財務報告は企業の財政状態と経営成績を総体的に表示しなければならない。重要な経済取引については、区別して表示しなければならない。

\* 次回は第3章「資産」の掲載予定です

中国に於ける日本人の心構え ??? : 1/3

知人から送られた「中国の面白経営」事情として約100の項目が書いてありました。各項目の後に中国: 上海に駐在していた日本人からの実情や感想を記入しましたので、参考にしてください。

その中身では中国だけに係る経営の事柄は少ないと思いますので、事実であってもかなり差し引いて考えてください。中国に駐在した複数の日本人経営者の経験から来ていますし、そこには多数の「ヤラレタ」と思われる事や多数のご苦労が伺えます。

\* ヤラレル 騙される、裏切られる、猫糞される

中国系法人の経営も日系法人の経営も、想像していたり、考えていたりするほどに相違点はないと思っています。まともに、事実に基づいて、経営を行っているかどうかについて、見ている人は『中国人』でも、『日本人』でも、見ていますし、知っています。

**経営において、良貨は悪貨を駆逐します！**

\*\*\*\*\*

中国に於ける日本人の心構え

1. 日本人は騙されやすい人間ですので、側近に信用できる幹部と通訳を付ける。  
= **どのように「信頼できる」幹部と通訳を選ぶのが大問題です**
2. 買う物は日本人が立ち合ってから契約する。  
= **その契約書は「日本語」でOKです。定款や役所提出物等は中国語で作成します**
3. 全てに信用してはいけません。
4. 金は財務がしますが、印鑑は自分で管理する。  
= **それでも【会計】に関しては監査が必要です、2重・3重にチェックします。1年半で「約1,500万日本円」の用途不明金が出た日系現地法人もあります**
5. 見ていると見てないでは、全然能率が違う。
6. 基本的に一社員には、一業務を担当させる。  
= **基本的には、Yesです**

7. 罰金制度と奨励金制度を作る事。  
= 昔は「毛沢東主義」、今は「金銭主義」です
8. 人に任ず事は自分が責任を取ることです。人前で怒っては駄目です。
9. 中国人は面子が有り、謝る事はしません。  
= Yes. 「外部環境分析力が悪い」とも判断できますが？
10. 焦らず、慌てず、騒がず、ゆっくりと落ち着いてやる事。
11. 3~5年で元は取れませんが、人を育ててやらせて見ての精神で行く事。  
= これこそ日本人からも、コンサルタントからも騙されています。「1&3」です  
= 業務や業種によってですが、製造業でも、販売業でも「約6ヶ月」で黒字にした多数の日系法人があります。業種にもよりますが、赤字の言い訳です
12. 社員は会社を信用していません。家族と兄弟だけです。  
= 内々の人だけを信用して、他に誰を信用するのですか？ 中国の諺・常識「有能な他人よりも、無能な一族！」になります
13. 会社は社員の生活や給料福利厚生がしっかり出来て、他の会社から羨ましく思う会社にして下さい。
14. 責任者にダケ指示して、一般の人に指示はしないで下さい。  
= 責任者が能力を持っているならば、OKでしょう。でも責任者が責任を取るかどうかは、別問題です
15. 基本的にはお金だけでほかの事では、効果は有りません  
= Yes! でも一般論の回答では面子主義と出てきます
16. 会社のカラーを出す為に日本人が先頭に立って意識改革をする事。  
= 会計人材では、経験が長い人に対しての意識改革は不可能でした
17. 誰がやっても出来るように仕様替や書類化が必要です。
18. 中国人から日本人はすごいと言われる様に、私生活や仕事に相手から信頼される様にして下さい。
19. 自分の弱みや秘密を見つからない様にする。
20. 幹部とは食事会や飲み会をする事。
21. 下知は人が付いてこないし信用も人間も小さくする。
22. 怒る時は怒る、誉めるときは誉めることの大切さ。  
= 怒るでなく、「叱る」です
23. 決断は早く強い意思を持って掛ける事。  
= 日本人や日本法人は重要事項ならいざしらず、全ての事柄で「意思の決定」が遅すぎて、その認識もない。遅くても良いと言う経営者や法人の認識が甘すぎます！
24. 幹部を育てない会社は伸びません。日本にも帰れない。
25. 日本人は中国人からいつも見られています。責任と誇りを持つ事。
26. 伝達と計画は早くしてその結果をチェックする事。
27. 人は解るまで教える根気が必要です。辞めさせるより育てる事です。  
= 同じように、教育しても不可能ならば早く辞めさせて無駄な努力はしない！
28. 約束事は守りません。納期も出来た時が納期です。  
= ペナルティー条項を契約書に記入して、さらに保証金や前渡金を取れば約束を守ります。中国では、口約束事とはリップサービスと思っていれば失敗が減ります
29. 人情よりもお金です。常識や情は通じません。

= Yes 「15」の参照です！

30. 能率等を考えて頑張ったら、お金が沢山もらえると言う喜びを与えてください。

:次回に続く

**AOI**

Group  
法律・税務・  
会計編

**上海便り 2006年7月号**

【情報提供】 【編集 / 提供】

**(株) 葵ビジネスコンサルタンツ**

東京本部: 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12

TEL: 03-3775-1220 FAX: 03-3775-1156

URL: <http://www.aoibc.com> E-mail: [aoi@aoibc.com](mailto:aoi@aoibc.com)

### 第三章 資 産

第22条 資産とは企業が所有または支配する経済資源で貨幣により測定可能なものであり、各種の財産、債権およびその他の権利がこれに属する

第23条 資産は流動資産、長期投資、固定資産、無形資産、繰延資産およびその他資産に分類される。

第24条 流動資産とは、1年以内または1年を超える正常営業循環期間内に現金化されまたは消耗される資産をいい、現金および各種の銀行預金、短期投資、未収金、前払金、棚卸資産等がこれに属する。

第25条 現金および各種の銀行預金は実際の収入または支出の額により計上する。

第26条 短期投資とは随時に現金化でき、保有期間が1年を超えない有価証券および1年を超えないその他の投資をいう。有価証券は取得価額で計上しなければならない。当期の有価証券から生ずる収益、および有価証券の売却収入と帳簿価額との差額は当期損益に計上する。短期投資は財務諸表において、帳簿残高をもって表示しなければならない。

第27条 未収金および前払金には、受取手形、売掛金、その他未収入金、前渡金、前払費用等が属する。未収金および前払金は実際発生金額によって計上しなければならない。売掛金に対しては貸倒引当金を計上することができる。財務諸表では、貸倒引当金は売掛金から控除する形式で記載する。

各種の未収金および前払金は適時に決済、督促し、定期的取引先の帳簿と照合しなければならない。回収不能と確認された売掛金は、すでに貸倒引当金を計上したものについて、貸倒引当金と相殺し、貸倒引当金が計上されていないものについては、貸倒損失として当期損益に計上しなければならない。

前払費用は受益期間に対応して償却し、未償却残高は財務諸表で区分表示しなければならない。



**第28条** 棚卸資産とは企業が経営過程の中で販売または消耗するために貯蔵した各種の資産をいい、商品、製品、半製品、仕掛品および各種類の材料、燃料、包装用品、消耗品等がこれに属する。棚卸資産は実際原価で記入しなければならない。予定原価計算法または標準原価計算法を採用する場合、計算期間ごとにその原価差異を振替えて、予定原価または標準原価を実際原価に修正しなければならない。

棚卸資産を払出す時に、企業の実際状況に応じて、先入先出法、総平均法、移動平均法、個別原価法、後入先出法等を選択して実際原価を確定する。

棚卸資産は定期的に実地棚卸を行う。棚卸差損益および陳腐化、変質、破損等の事情が発生し、廃棄処分を必要とする場合には、適時にこれを処分し、当期損益に計上しなければならない。棚卸資産は財務諸表では実際原価で表示しなければならない。

**第29条** 長期投資とは1年以内に現金化を予定していない投資をいい、株式投資、債券投資およびその他の投資がこれに属する。

株式投資およびその他の投資はそれぞれの状況により、原価法または持分法を採用して処理しなければならない。

債券投資は実際に支払った金額を計上しなければならない。支払った金額に経過利息が含まれる場合、当該金額については区分して計上しなければならない。

割増または割引付きで取得した債券は、実際に支払った金額と券面額との差額について、債券償還期限までに均等償却しなければならない。

債券投資の継続保有分の経過利息相当額、および売却時に回収された元本利息の合計額と債券の帳簿原価および未収利息の合計額との差額については、当期損益に計上しなければならない。

長期投資は財務諸表で項目別に区分表示しなければならない。1年以内に期限が満了する長期投資は流動資産区分に独立項目として表示しなければならない。

**第30条** 固定資産とは耐用年数が1年を超え、単位価額が一定額以上であり、使用過程を通じて当初の物理的形態が保持される資産をいい、建物および構築物、機械設備、運搬設備、工具、器具等がこれに属する。

固定資産は取得価額により計上しなければならない。稼動前の固定資産、または工事決算を済ませていない稼動固定資産にかかわって発生した借入金利息と関連費用および外貨借入金の為替差損益は、固定資産原価に算入しなければならない。それ以後に発生した借入金利息と関連費用および外貨借入金の為替差損益については、当期損益に計上しなければならない。

贈与された固定資産は同類の資産の時価または関連証憑により価額を確定しなければならない。固定資産を受贈した際に発生する各種費用については、固定資産の取得価額に計上しなければならない。

ファイナンス・リースによる固定資産は自己保有の固定資産に係る方法に準じて会計処理を行うとともに財務諸表に注記しなければならない。

固定資産の減価償却は、取得価額、見積残存価額、見積耐用年数または見積作業量に基づいて、定額法または作業量(生産高比例)法を採用して計算しなけれ

ばならない。関連規定に合致する場合には、加速減価償却法を採用することもできる。

固定資産の取得価額、減価償却累計額および簿価は財務諸表でそれぞれ区分表示しなければならない。

固定資産の購入、建設またはリフォーム、改築のために発生した実際の支出は、財務諸表で区分表示しなければならない。

固定資産は定期的に棚卸を行い、固定資産の棚卸差損益の純額および廃棄処分損失については当期損益に計上しなければならない。

**第31条** 無形資産とは、企業が長期に使用する物質の実体を持たない資産をいい、特許権、技術ノウハウ、商標権、著作権、土地使用権、営業権等がこれに属する。

購入した無形資産は実際原価により計上しなければならない。投資の受入れにより取得した無形資産は資産評価または契約に定められた価額で計上しなければならない。自ら開発した無形資産は開発過程に発生した実際の支出額によって計上しなければならない。

無形資産は受益期間で均等償却し、未償却残高を財務諸表に表示しなければならない。

**第32条** 繰延資産とは、全額を当期損益に計上できないもので、それ以降の年度において期間毎に償却する各種の支出をいい、開業費、リース固定資産の改良支出等がこれに属する。

企業が開業準備期間に実際に発生した各種の支出は、関連する資産に計上すべきものを除いて、すべて開業費として計上しなければならない。

開業費は企業が営業活動を開始した後の一定の年数内に期間毎に均等償却しなければならない。

リース固定資産の改良支出については、リース期間内に均等償却しなければならない。

繰延資産の未償却残高は財務諸表に表示しなければならない。

**第33条** その他の資産とは上記各項目以外の資産をいう。

\* 次回は第4章「負債」と第5章「所有者持分」の掲載予定です

# AOI

Group  
法律・税務・  
会計編

## 上海便り 2006年7月号

【情報提供】 【編集 / 提供】

**(株) 葵ビジネスコンサルタンツ**

東京本部: 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12

TEL: 03-3775-1220 FAX: 03-3775-1156

URL: <http://www.aoibc.com> E-mail: [aoi@aoibc.com](mailto:aoi@aoibc.com)

**【新法規速達】**

### 公安部と税関総署の知的所有権法執行の協力強化に関する 暫定規定が公表される

中国公安部と税関総署は今年3月24日に「公安部と税関総署の知的所有権法執行の協力強化に関する暫定規定」を公表した。本規定は、中国における知的財産権侵害の犯罪行為を厳しく取り締まるために、関係する法律及び2004年12月に公布された最高人民法院、最高人民検察院の「知的財産権侵害の刑事案件処理の具体的な法律応用の若干の問題に関する解釈」に基づき、公安機関と税関との連絡と協力を強化するものである。

全文は15条より構成される。当該規定の第4条は、公安部経済犯罪偵査局と税関政策法規司を双方の協調機構とし、双方の日常的意見交換が効率的に行われるために、連合会議制度を整備し、連合会議の内容についても明確に定めている。当該規定の第5条は“税関は法執行の過程で重大な知的財産権侵害案件の手がかりを発見した場合、すみやかに公安機関に通報しなければならない。案件の手がかりは原則的に各直属の税関が現地の同級公安機関に通報しなければならない。しかし双方の話し合いによる同意がある場合、直属の税関または隷属の税関が現地の公安機関に通報することもできる。

税関が公安機関に犯罪案件の手がかりを通報する際に、当事者が権利侵害嫌疑のある貨物や物品を移送する可能性があるか、現場で処理しなければならないその他の状況を見つけた場合、「知的財産権税関保護条例」の規定に照らして関連の貨物や物品を押収することができる。

当事者が逃亡する可能性を発見した場合、すみやかに公安機関に通知しなければならない”と定めており、当該暫定規定の実施は、双方が提携して知的所有権犯罪案件に対応することの強力な保障になり、税関から公安への移送が、よりスムーズに行われることが期待される。

### 外高橋保税區において企業工商管理 の若干の問題についての通知

今年5月15日、上海外高橋保稅区管理委員會と浦東新区工商行政管理局外高橋保稅区分局は、連名で「外高橋保稅区において企業工商管理の若干の問題についての通知」を公布した。

その概要は次の通りです。

- 1、 外高橋保稅区外で連絡業務を行う連絡事務所については、今後、登記手続きは行わない。既に登記手続きが終わっている連絡事務所については、その登記証の期限が到来しても延長手続きを受付けず、抹消登記手続きを行う。
- 2、 保稅区内の企業は、企業の營業内容に応じて下記のような分公司(支店)を設けることができる。
  - (1) 貿易、小分け配送類企業は、商務部の「外商投資商業領域管理弁法」に基づいて国内販売権を得て、区外に販売活動可能な支店を設立できる。
  - (2) 生産、貨物運輸代理、研究開発、コンサルティング等の企業は、区外において関係業務を行う支店を開設できる。
  - (3) 保稅区内で国内販売権の申請を行っていない貿易、小分け配送類企業も、經營範圍内の連絡、コンサルティング業務を行う支店を区外で開設できる。したがって、保稅区内の既存企業は、実質的な營業活動を行っている区外連絡事務所の支店化を行う必要がある。また、新設の企業は、区内に実質的な營業事務所を設けた上で、区外に連絡事務所もしくは支店を設ける必要がある。

## 【豆知識】

### 労働者の治療期間内の労働契約の終了について

労働契約の終了とは、労働契約が満期となるか、双方当事者が約定した労働契約終了の条件が発生する、またはその他の情況(例えば、企業の倒産・取消、労働者の定年、裁判による労働関係の終了等)の発生により労働契約の権利義務の履行を終了する状態を指す。

「中華人民共和国労働法」は労働者が疾病若しくは負傷し、規定の治療期間内に労働契約が満期となった場合、労働契約は治療期間が満期となるまで延長しなければならないと定められている。

「上海市労働契約条例」第39条には、「労働契約の期間満了又は当事者が約定する労働契約の終了条件が生じ、労働者が次の各号に掲げる事由の一つに該当し、同時に本条例第33条(注1)第2号、第3号、第4号の規定に該当しない場合には、労働契約の期間は次の各号に掲げる事由が消失するまで延長される。労働者が疾病を患い、又は負傷し、規定の治療期間内にあるとき；女性従業員の妊娠期間、出産期間又は哺乳期間内であるとき；法律、法規及び規則が定めるその他の事由」と定められている。

原則として、労働契約が満期となった時に、労働者が疾病若しくは負傷し、規定の治療期間内にある場合、元の労働契約を治療期間が満了するまで延長しなければならないが、下記の場合、即ち、労働者に労働規律若しくは雇用者の規則制度に著しく違反する行為があった場合、業務上の過失や、私利のための不正行為により雇用者の利益に重大な損害をもたらした場合、法により刑事責任を追究された場合には、労働者が疾病若しくは負傷し、規定

の治療期間内にあるとしても、法に基づいて労働契約を終了することができるのである。

注1、

「上海市労働契約条例第33条

労働者が次の各号に掲げる事由の一つに該当する場合は、雇用単位は随時に労働契約を解除することができる。

- (1) ……
- (2) 労働規律又は雇用者の会社規則に著しく違反したとき
- (3) 業務上の過失又は不正利得行為により雇用者の利益に対して重大な損害をもたらしたとき
- (4) 法により刑事責任を追及されるとき
- (5) ……

### 中国の貿易権について

日本と違って、中国では一部の企業は海外と直接売買契約を締結することができませんので、海外へ外貨送金することが不可能となります。

中国企業とビジネスを行う際には、「対外貿易権」を理解しておく必要があります。対外貿易権というのは、物及び技術の輸出入について、自らの名義をもって契約取引を行うことができる法的資格で、自主通関権、自ら通関を行う権利というのを伴う法的資格であります。

中国において対外貿易権は次の二種類に分けられ、

- (1) 対外貿易経営権 国内の貿易経営者(外貿公司とか輸出入公司と呼ばれ)は、規定した手続により、対外貿易経営権を取得し、各種商品と技術の輸出入を行う権利です。
- (2) 生産企業の自営輸出入権 生産企業は届出登記の手続により自営輸出入権を取得し、企業の自社製品の輸出業務及び企業の必要な機械設備、部品、原料の輸入業務を行う権利です。

中国では、まだ全ての企業が直接に対外的な取引を行うことができるわけではありません。法律によって、外国の企業と直接輸出入契約を結べる企業は、対外貿易権を有する企業(対外貿易経営権のある貿易企業及び自営輸出入権のある生産企業)に限定され、この対外貿易権を有しない企業は、中国税関において輸出入貨物の通関手続を行うことができませんので、対外貿易権を有する企業に對外的な契約締結を委託するしかありません。

弁護士：程 甦 (テイ ソ) 記  
(株) 葵ビジネスコンサルタンツ:特別顧問

上海光明弁護士事務所 (有) 弁護士：程 甦 (テイ ソ) 1990年 中国弁護士資格取得 2000年 日本外国法事務弁護士資格取得
---

得意分野:会社法・投資法・知的財産権  
:021-2281-9140(日本語直通)

中国に於ける日本人の心構え ??? :2/3

31. 中国人は礼儀を知りません。挨拶から全てが教育です。
32. 中国人は本当に弱い人です。良くしたら日本人より信用があります。  
= これは違います。中国女性は大変に強く、有能な人が多い！ 後半は意味不明 ???
33. 中国人は無が沢山あり、無信用無気力無関心です。  
= 意味不明 ?  
: 反論として、日系法人には「ガラスの天井」が存在するからでは、無いですか ? ?
34. 中国は法治の国でなく人脈の国です。  
= 上海だけは、変わって来たようです。法律どおりに判決が出ているようです
35. 嘘みたいな話がいっぱいあり、良く考えて決断する事。  
= デモ、中国では「嘘みたいな話」が常識になります。郷に入らば郷に従え !
36. 会議や教育は大切であり出来るだけやってください。  
= 会議・教育に「29」の金銭を付随させるとモット効果が出てきます
37. 生活の安定と自慢出来る会社にする事。
38. 相手への要求は駄目です。自分で考えて先に先にやってください。
39. 男よりも女の方がレベルも真面目さも上です。  
= モチロン、中国の常識です
40. 知り合いを入れるより、自分で探したほうが良い。  
= 知人や親類だとタッグを組まれて、不正をされる可能性が高くなります
41. 幹部は大学卒か高卒にした方が良い。
42. 上海人と外人は全然合いません。  
= お互いに、嫌っています。特に、北京人とは最悪の間柄です
43. 地元の人を大事にして家族で付き合い合うほうが良いです。
44. 会社の子に手を出さない。遊ぶなら外です。
45. 「報告連絡相談」教育をしっかりとさせる事。  
= 中国人は「ホウ・レン・ソウ」が大嫌いです。その理由も納得できます。部下が優秀になると、自分が不必要になって解雇されると想像しています。  
= 教育制度や教育支援制度を取り入れると頑張っ、部下の教育に励んでいました
46. 孤独に耐えてストレスは溜まったら自分で発散する事。

47. 好き嫌いをなくして神経質になるな、自分しかできないと言う強い意思を持つ事。
48. 人に会ったり、食事は外でする事。相手の家へ行く時はお土産を持って行く。又子供や奥さんに喜ぶ様にする。
49. 命令は1人でして約束や伝えた事は書いて渡して報告させる事。  
= **「45」と同じです**
50. 「伝えた」「言った」は自分が罫にはまるので相手を決めて掛る。
51. 技術や知識や知恵能力は惜しみなく教えよ。  
= **全てを与えると直ちに偽者が出現しますので、「ブラック・ボックス」化も必要です**
52. 自分を認めさせる為に強い武器を持つ。
53. 自分の人生を掛ける強い意思と実行力で皆を引っ張る。
54. 何事もこまめに見て自分で納得するやり方を見つける。
55. 負けそうになったら日本に相談して、思い切って日本へ帰る。  
= **マイナス面もあります。「失敗したら帰国を考えている」程度の経営者には、日本人でも従いませんヨ！！**
56. 暴飲暴食は駄目です。自分が一番強くタフでなければ良い指導者になれません。
57. 身体は3倍使って、頭は10倍使う精神でやる。
58. 日本人がいない会社は上手にいきません。品質・納期、信用度は全くできません。不良の後始末に追われます。  
= **日本人がいてもダメな会社はダメ！社風や経営等に問題があるので中国とは別問題です！！**  
= **ダイエー・西部鉄道・三菱自動車・ライブドア等を見てください**
59. 決めた事はやらせて、守らなければ罰金で辞めさせる事です。  
= **Yes 罰金が「10元」でも有効です**
60. 社員全員を辞めさせて、復活させる位の強い精神を持つ事。
61. 甘えさせると付け上がるので、困っても勇気を持って決断。
62. 日本人たる者は中国人にたいして約束破るな、そうしないとなめられる。  
= **日本人の長所としては、約束を守ることで、約束を破る場合でも「礼儀を尽くす」と思われています**
63. 中国人に弱みを付け込まれるな、全員の目が監視している。  
= **日本人の上海領事員が自殺した理由です**
64. 早く、安く、良い物が納期通り出来ると思うな、思ったら自社の信用が落ちる。  
= **もちろん中国の常識です。約束の順守契約や検品業務を加えます**
65. 地元で有名人になって中国人からも認められると上手にいく。
66. すぐ利益を出そうと思うな、中国人と上手くやって長い目で見るとゆとりを持つ。  
= **「11」を参照してください。リベートを削減して合法的に経営しても利益は出しています。長い目で見ている、考えている「中国人」は極端に少ない！**
67. 外に出て中国人が支払うと思うな、必ず自分で払う気持ちでいけ。
68. 口は出すが金は出さない。トイレはきれいにしないと信用を失う。
69. 何事も負けずに気を長く持って出来るだけずっと住む事。  
= **ケースバイケースです。短期勝負と長期勝負の事柄を分離します**
70. 中国人はプライドが高いが、レベルは低いので期待しない方が良い。  
= **極々少数ですが、高レベルの中国人もいます。日本人並みや日本人以上の給与を支払えば、採用できます**



= 日系法人とは「ガラスの天井」と「低給与」が広く知られ、嫌られているので、優秀な中国人ほど「欧米系法人」での勤務を希望しています

(F記)

:次回に続く

**AOI**

Group  
法律・税務・  
会計編

上海便り 2006年8月号

【情報提供】 【編集 / 提供】

**(株) 葵ビジネスコンサルタンツ**

東京本部: 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12

TEL: 03-3775-1220 FAX: 03-3775-1156

URL: <http://www.aoibc.com> E-mail: [aoi@aoibc.com](mailto:aoi@aoibc.com)

## 外高橋保税区の運営センター発展への奨励に関する通知

2006年5月19日、上海市外高橋保税区管理委員会は《外高橋保税区の運営センターの発展への奨励に関する通知》を公布しました。当該通知は4項より構成されます。

当該通知によると、運営センターは下記の条件を満たさなければなりません。

- ア 独立法人資格を有します。
- イ 会社の登録資本金が、100万US\$以上(100万US\$も含む)、或いは800万人民元以上(800万人民元も含む)であります。
- ウ 会社本社の資産総額が、4億US\$以上(4億US\$も含む)、或いは32億人民元以上(32億人民元も含む)であります。
- エ 申請提出前の一年間或いは申請提出その年における会社の営業収入(若しくは売上高)が15億人民元以上(15億人民元も含む)、且つ、納付済の工商税収総額が、1,000万人民元以上(1,000万人民元も含む)であります。
- オ 会社本社の董事会から当該運営センターに、中国地区、若しくは中国地区を含むが中国地区だけに限らない地域内での、商品流通販売業務及び関連業務の管理を授權されています。
- カ 保税区内で登録し、保税区内で実際に経営活動を行っており、且つ保税区内で購入・賃借した建物の建築面積が100平方メートル以上(100平方メートルも含む)であります。

当該通知では、運営センターが関係法律法規に従って、商品の流通販売、輸出入及び関連業務、保税倉庫保管業務、中継貿易業務、市場販売業務、製品の維持修理・測定・展示業

務、技術コンサルティング及び技術育成訓練、アフタサービス及び簡単な商業性加工業務等に従事することを奨励しています。

弁 護 士：程 甦 (テイ ソ) 記  
(株) 葵ビジネスコンサルタンツ:特別顧問

上海光明弁護士事務所 (有) 1990年 中国弁護士資格取得 2000年 日本外国法事務弁護士資格取得 得意分野:会社法・投資法・知的財産権 :021-2281-9140(日本語直通)
--

**AOI**

Group  
法律・税務・  
会計編

**上海便り 2006年9月号**

【情報提供】 【編集 / 提供】

**(株) 葵ビジネスコンサルタンツ**

東京本部: 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12

TEL: 03-3775-1220 FAX: 03-3775-1156

URL: <http://www.aoibc.com> E-mail: [aoi@aoibc.com](mailto:aoi@aoibc.com)

## 第4章 負債

- 第34条 負債とは、貨幣による測定が可能であり、資産または役務で返済すべき企業が負担する債務をいう。
- 第35条 負債は流動負債と固定負債に分類される。
- 第36条 流動負債とは1年以内または1年を超える正常営業循環期間内に返済すべき債務をいい、短期借入金、支払手形、買掛金、前受金、未払給料、未払税金、未払配当、その他未払金、未払費用等がこれに属する。  
流動負債は実際に発生した金額で計上しなければならない。すでに発生した負債で金額を見積もって計上しなければならない場合には、合理的にこれを見積り、実際に金額が確定した後にこれを修正しなければならない。
- 第37条 流動負債の帳簿残高は財務諸表で区分表示しなければならない。固定負債とは返済期限が1年超または1年を超える正常営業循環期間を超える債務をいい、長期借入金、社債、長期未払金等がこれに属する。長期借入金は金融機関からの借入金およびその他の部門からの借入金を含む。長期借入金はその性質別に実際に発生した金額で記入する。  
債券を発行する場合、債券の額面額で計上しなければならない。債券が割増または割引付きで発行される場合は、実際の受取金額と額面額との差額について区分計算を行い、償還期限までに期間毎に各期間の支払利息から控除するか、または各期間の支払利息に加算しなければならない。  
長期未払金は輸入設備未払金、ファイナンス・リースによる固定資産の未払金等を含む。長期未払金はその実際発生額により計上しなければならない。  
財務諸表において固定負債は長期借入金、社債、長期未払金に区分して表示しなければならない。  
1年以内に期限が到来し返済する固定負債は、流動負債の区分に独立した項目を設けて表示しなければならない。

## 第5章 所有者持分

- 第38条 所有者持分とは、企業投資者の企業の純資産に対する所有権であり、企業投資者による企業への払込資本、および形成された資本剰余金、利益剰余金および未処分利益等がこれに属する。
- 第39条 払込資本とは、投資者が企業の経営活動に実際に出資した各種の財産をいう。払込資本は実際に出資した金額で計上しなければならない。株式制企業で株券を発行した場合は、株券の額面額を払込資本として計上しなければならない。  
国家が企業に与えた専用支出金は別段の定めのあるものを除いて、国家投資として記入しなければならない。
- 第40条 資本剰余金は、払込剰余金、法定財産再評価益、受贈資産評価額等がこれに属する。
- 第41条 利益剰余金とは、国家の関連規定に基づいて利益から積立てられた剰余金をいう。利益剰余金は実際に積立てられた金額に基づいて計上しなければならない。
- 第42条 未処分利益は次年度以降に処分するために繰越される利益または処分予定の利益である。
- 第43条 払込資本、資本剰余金、利益剰余金および未処分利益の各項目は財務諸表で区分表示しなければならない。未填補欠損がある場合には所有者持分の控除項目として表示しなければならない。

## 第6章 収 益

- 第44条 収益とは、企業が商品の販売または役務の提供等の営業活動において実現した営業収益であり、基本業務収益およびその他の業務収益がこれに属する。
- 第45条 企業は営業収益の実現を合理的に認識するとともに、実現した収益を適時に計上しなければならない。  
企業は商品の出荷、役務の提供、代金の受領、または代金請求権を示す証憑を入手した時点で営業収益を認識しなければならない。  
長期工事契約(役務を含む)は一般的には工事進行基準または工事完成基準に基づいて合理的に営業収益を認識しなければならない。
- 第46条 売上戻り、売上値引および売上割引については、営業収益の控除項目として計上しなければならない。

## 第7章 費 用

- 第47条 費用とは企業の経営過程において発生した各種の支出をいう。
- 第48条 製品の生産および役務の提供のために発生した直接労務費、直接材料費、商品購入代価およびその他の直接費用は、売上原価に計上する。製品の生産および役務の提供のために発生した各種の間接費用は、一定の基準により、売上原価に配賦して計上しなければならない。
- 第49条 企業の管理部門が経営活動を組織し管理するために発生した管理費用、財務費用ならびに販売および役務の提供のために発生した仕入諸掛、販売費用は、期間費用として当期損益に直接計上しなければならない。
- 第50条 当期に支払った、当期およびそれ以降の各期で負担すべき費用は、一定の基準により当期およびそれ以降の各期に配分して計上しなければならない。当期に支払われていないが、当期に負担すべき費用は当期に見積り計上しなければならない。
- 第51条 原価計算は一般的に月次で行わなければならない。企業は事業の特徴、経営組織形態および原価管理についての要求に基づき、自ら原価計算制度を定めることができる。ただし一度採用した方法はみだりにこれを変更してはならない。
- 第52条 企業は実際に発生した金額により、費用および原価を計算しなければならない。標準原価計算法または予定原価計算法を採用する場合には、原価差異を合理的に計算し、月末に財務諸表を作成する際に実際原価に修正しなければならない。
- 第53条 企業は、販売した商品および提供した役務の原価を正確かつ適時に営業費用として計上し、期間費用と併せて当期損益を算定しなければならない。

## 第8章 利 益

- 第54条 利益とは、企業の一定期間における経営成績であり、営業利益、投資純利益および営業外収支の正味額がこれに属する。  
営業利益は、営業収益から売上原価、期間費用、および各種の流通税、付加税金・費用を差引いた後の残額である。  
投資純利益は、企業の外部への投資収益から投資損失を差引いた後の残額である。  
営業外収支の正味額とは、企業経営に直接関係のない各種の営業外収入から営業外支出を差引いた後の残額をいう。
- 第55条 企業に欠損が発生した場合には、所定の手続の順序に基づいて填補しなけれ

ばならない。

第56条 利益の内訳および利益の処分に関する各項目は財務諸表に区分表示しなければならない。利益処分案が最終決定されていない場合には、処分案を財務諸表の注記で説明しなければならない。

## 第9章 財務報告書

第57条 財務報告書とは、企業の財政状態および経営成績を表わす書面資料であり、貸借対照表、損益計算書、財政状態変動表又はキャッシュ・フロー計算書、附表および財務諸表の注記ならびに財務状況説明書からなる。

第58条 貸借対照表とは、ある特定時点における企業の財政状態を表す財務諸表である。

第59条 貸借対照表の項目は、資産・負債および所有者持分の項目別に区分表示しなければならない。

第60条 損益計算書とは、一定期間における企業の経営成績および利益処分の状況を表す財務諸表である。  
損益計算書の項目は、利益の内訳および利益処分の項目別に区分表示しなければならない。利益処分の各項目については、別に利益処分計算書を作成することもできる。

第61条 財政状態変動表とは、一定の会計期間内における運転資金の源泉と運用およびその増減変化の状況を総合的に表示する財務諸表であり、財政状態変動表の項目は運転資金の源泉および運転資金の運用に区分される。  
運転資金の源泉と運転資金の運用との差額は、運転資金の正味増加または正味減少額となる。運転資金の源泉は利益源泉とその他の源泉とに区分するとともに、項目別に表示する。  
運転資金の運用は利益処分とその他の用途に区分されるとともに項目別で表示する。  
企業はキャッシュ・フロー計算書を作成して財政状態の変動状況を表すこともできる。キャッシュ・フロー計算書とは一定の会計期間における当座資産の収支状況を反映する財務諸表である。

第61条 財務諸表は必要に応じ、前期と比較する方法を採用して作成することができる。前期当期比較方法により財務諸表を作成するにあたり、その分類項目と内容が前期と一致しない場合には、前期の関連するデータを当期の項目と内容に一致させるように修正しなければならない。

第62条 財務諸表は、記入が完全かつ照合により正確と認められた帳簿記録およびその他関

連資料に基づいて作成したものであり、数値の真実性、計算の正確性、内容の完備性、および提出の適時性が要求される。

第63条 企業の対外投資が被投資企業の所有者持分の50%超を占め、または実質的に被投資企業の支配権を持つ場合には、連結財務諸表を作成しなければならない。特殊業種の企業は、連結が不相当である場合に連結しないこともできるが、その財務諸表を添付しなければならない。

第64条 財務諸表の注記は、財務諸表の内容の理解に資するための財務諸表関連項目についての説明であり、その内容には主として次のものを含む。  
採用された主な会計方針、会計方針の変更の旨、変更の理由並びに財政状態および経営成績に対する影響、非経常的項目についての説明、財務諸表の重要項目についての明細、その他の財務諸表の理解と分析に役立つ説明を必要とする事項。

## 第10章 附 則

第65条 本準則の解釈は財政部がその責任を負う。

第66条 本準則は1993年7月1日より実施する。



中国に於ける日本人の心構え ??? :3/3

71. 任せる人を作ってそれを確認するやり方で人を育てる。  
= **「信頼しても、監査が必要」との考えが中国・中国人では通用しにくい。信頼したら、全てを委任して欲しいと考えていました**
72. 趣味の無い人は外国では勤まらない。
73. 目標と方針を立てて達成したらお金で面倒を見てやる。  
= **この場合、短期思考を採用してください。昇給・昇格の期間が「1年間」ごとでは、長すぎます！**
74. 福利厚生はしっかりして他から見ても大丈夫な会社にする。
75. 手間の掛ける物で材料の余りを使わない、運賃の掛けない物を選んで量産出来る物が良い。
76. 会計・出納・通関・通訳で、「絶対」と言う人を入れる。工場は責任者で、お金の要求ばかりする人は駄目です。  
= **面子主義で「出来ます」「知っています」が、現実には全く出来なかったり、知らなかったりになります。面接時や実際の業務の時に、チェック・監査する必要があります**
77. 夫婦で働きたい人も沢山いますが、もし1人が駄目なら2人とも首にする。
78. 社有車は勝手に使わせると私用で使うようになるし、ガソリン等もごまかすので券を発行して渡す方が良い。
79. 物の購入は伝票を発行させて必要とあればサインして許可する。勝手に買う場合は認めない。
80. 500元以下は責任者へ報告させて高価なものは自分で決める。
81. 外出する人は何処へ何の為に出るかと黒板で公告する。
82. 買い物の確認と複数有る場合、自分で1つ買って確かめる。  
= **全てを検品するか、全てを信用するかになります**
83. 電話は使用しない様に現場に置かない事。
84. 男と女は平等な為、女の方が責任者になっても問題は無いです。  
= **女性の方が、優秀です**
85. 税金や罰金など訳のわからない事が良く発生する。  
= **第1ターゲットは過剰に目立つ法人で、第2ターゲットは「日系法人」になります**
86. 中国人は秘密を守らないので気を付ける事。

= 不正行為を担当役所へ【正直に】報告すると報奨金がもらえます。中国人の義務です、なぜ守る必要がありますか？

= 業務上の守秘義務ならば「労働契約書」等に入れてください

87. 中国人を上手に使う為にと董事長は時々工場を見て社員に安心感を与え協力して良い会社を作る。

88. 事故や病院の対策や保険をしっかりとる事。

89. 合併や合作は騙されて中々上手にいかない。

= 日系法人の常識です。

：ポイントは、契約書や定款にありました。更に「会計部門」の責任を日本側が持てば、変わります

= 合併企業や合作企業で「会計」業務を日本側が受け持つと「100%」の離婚率になるでしょう。日本側のお金だけが目的ならば、契約しない！

= 中国側に何のメリットもなくなります

90. 中国人のトラブルには入らない事。無断で休んだら罰金して注意。

91. 会社の制度は細かく作り、専門の弁護士と相談して法律違反の無いようにする。

= 最終的には、こちらの方が費用が低くなりました

92. 公安や治安公安局とは仲良くして身の安全を保障。

93. この国は領収書にも偽者があり、領収書のない金も沢山有る。経費を本社と話して別枠で見てもらおう。

= 領収書ナシを認めると限度が無くなりますので、注意が必要です

94. 会合には参加する事。人民政府などの頼みは聞く事。

= どうも、上海ではダイタイ「法治制度」が確立されているようです。不正公務員に対しての申告制度やクレームセンターも確立しています

95. 最後は自分がやるがやらないかの決断と絶対に人に負けない精神力と信頼性を持って度胸で勝負する。やれば必ずやれる事、失敗を恐れない心意気が大切です。

\*\*\*\*\*

## 感想

「中国ダケに当てはまる」事柄と「経営に関連する日本でも当てはまる」事柄がありますので、間違えないようにする必要があります。

中国での将来予想は、大変に簡単です！  
想定内が多くなります。幾らなんでもこんな事はとか、まさかこんな事は行く訳ないだろう言動・行為の中から、最悪の状況を考えていれば、ほぼ予想通りに進んでいきます。  
そして、中国では日本以上に経済・経営のスピードが猛烈に速いため、この文章を読んでいる時点では、もう古い「化石」になっている多数の情報もあると考えていますので、ご注意ください。

## 解釈

中国では『敵』か、『味方』かは、明確に分断されています。日本人のように甘い対応や中途半端な方針にはなりません。

味方には甘く出来る限りの利益をもたらして、敵には最大の打撃・損失を与えます。諺だと『**水に落ちた犬を叩け!**』で、「敵」と判断したら、2度と立ち直れないように、逆らわないように、徹底的に攻撃します。

(F記)

## 会計レベル・チェック

(05年にも掲載しております)

Q - 1 「毎月の決算書は、何センチですか？」

A = 『約1センチ以上』です : ホボ「OK」でしょう!

次に内訳表、特に「**固定資産・前払費用**」等をチェックしましょう

A = 『2~3枚』です **問題アリ** Q - 2 へ

## 国際会計の可能性

Q - 2 「会計担当者を解雇できますか？」

A = 『YES』可能です 「国際会計の導入」のためには勇気を持ってください

Q - 3 へ行ってください

: 最初の半年程度はバタバタする事を覚悟できるならば、導入できます

A = 『NO』不可能です 御社には「国際会計の導入」は困難なので、本日のセミナーは無駄になるかもしれません

: 会計担当者が中国会計レベルで満足しているので、変わらないでしょう

: 「日本・中国合弁企業」や「総経理が中国人の法人」ですと、中国側が最重要だと考えている「会計業務」を確保・担当するため、国際会計の導入が難しくなります

中国側が『会計』を渡さないので、合弁解消や独資企業への変更まで計画していますか? = そのため、ホボ 100%の法人が合弁解消しました

## 会計担当者の適正

Q - 3 「会計担当者の職歴は、会計業務一筋ですか？」

A = 『会計業務』のみです Q - 4 へ : 中国会計が全てと考えています

A = 『多くの業務・職種』に経験があります 通常ですと教育期間は「4~6ヶ月間」です。早いと2ヶ月間で「OK」になりました。

Q - 4 「会計担当者の年齢は、何才ですか？」

A = 『25才以下』です 適応力や柔軟性を持っていれば、国際会計も導入できます

A = 『26才以上』です ホトンド諦めてください! 極々、少数の会計担当者が「OK」でした。中国会計が全てと思い、国際会計を拒否しますので導入が困難でした。

03年に6社=6人から、「国際会計はイヤ!」と拒否されました

会計業務を一筋で26才以上の会計人だと、中国会計から『国際会計』への意識変革は大変に難しかった。学校卒業後、4年間以上も会計だけの人だと理解力が落ちました。

逆に、日本語専攻の人だと「新しいキャリア・アップ」と思い意欲的に、積極的に勉強していました。

## 会計レベル・チェック

このチェックから、具体的に自社の会計レベルを知って、日本レベルに向上するまでの期間や手段を予想してください。

指定した日時までに、作成できて提出されていますか??

0	現金 / 銀行日報表
1	経費の明細内訳表 推移表
2	固定資産の減価償却費リスト
3	資産・負債の明細内訳表
4	商品・原材料の入荷・出荷・在庫表 : 販売原価の算出方法は「個別原価法」になります。日本と同じ「継続棚卸法」では、期末監査時に不許可かも知れません
5	製造原価計算表の明細内訳表

レベル「0」からの説明いたします。経営をスムーズに行うための最低限の会計業務になります。「現金 / 銀行日報表」が作成されていないと『不渡』小切手や手形を出す可能性が強くなります。

次に、レベル「1」は支払状況: 支払先や内容等を明確にします。そして、推移表の変動費と固定費から経営を分析します。

レベル「2」では、経費の中で不明確になりやすい減価償却費の算出方法を明確にします。購入日・購入単価・数量も記入させて、毎月の減価償却費が正しいかを確認してください。

レベル「3」「4」では、其他: 仮払金や其他: 仮受金を個別項目別に、計上日やその処理予定日までも明確にさせてください。原材料・商品だけでなく、売掛金や買掛金でも毎月の残高が「**マイナス**」になっているのは、問題外です。

レベル「5」から、毎月の原価率を見ますが、中国会計では製造原価計算表は『B/S』になりますので、その処理手順の相違にも注意してください。(F記)

AOI

Group  
法律・税務・  
会計編

上海便り 2006年10月号

【情報提供】 【編集 / 提供】

(株) 葵ビジネスコンサルタンツ

東京本部: 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12

TEL: 03-3775-1220 FAX: 03-3775-1156

URL: <http://www.aoibc.com>

E-mail: [aoi@aoibc.com](mailto:aoi@aoibc.com)

## 〈外国投資者の国内企業買収に関する規定〉

2006年8月8日付で中国商務部、国務院国有資産監督管理委員会、国家税務総局、国家工商総局、中国証券監督管理委員会、国家外貨管理総局連名で〈外国投資者の国内企業買収に関する規定〉(中国語で「關於外国投資者并購境内企業的規定」をいう、以下、新規定という)が公布され、06年9月8日より施行されることとなりました。

2003年4月12日に施行された〈外国投資者并購境内企業暫定規定〉(以下、暫定規定という)を改正したものでありますが、条文は26条から61条を増加しました。

新規定は〈暫定規定〉と比べると「出資持分による買収」と「特殊目的会社」に関する内容が追加されております。なお、外国投資者が中国国内で設立している投資性会社が国内企業を買収する場合も本規定を適用するとされております、大手企業の中国現地法人の再編戦略にも適用可能な内容を含み、更に合併解消による外商独資企業の設立にも密接に関係のある内容が含まれております。

日系企業として注目される点は、第4章で外国投資者が上場された株式を支払手段として国内企業を買収・合併する道が開かれた点が重要になります。その為の株式評価の条件及び資格要件も明記され、申請手続き等が明確になった点です。

従来の暫定規定にもあった内容ですが、独占禁止の審査については、より明確に規定されておりますので、今後の日系企業の中国国内企業買収戦略上は十分事前の調査が必要に

なりました。新规定の内容を十分に理解した上で必要とされる企業戦略に活用することも可能になって来ました。

- \* 中国の法人は、資本金によって経営範囲が決められています。投資性会社の場合ですと最低資本金が大きくなりますが、税制や経営範囲やM & A等の点で有利性を持っています。

弁護士：程 甦（テイ ソ）記  
（株）葵ビジネスコンサルタンツ：特別顧問

上海光明弁護士事務所（有）  
1990年 中国弁護士資格取得  
2000年 日本外国法事務弁護士資格取得  
得意分野：会社法・投資法・知的財産権  
：021-2281-9140（日本語直通）

AOI

Group  
法律・税務・  
会計編

## 上海便り 2006年11月号

【情報提供】 【編集 / 提供】

(株) 葵ビジネスコンサルタンツ

東京本部: 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12

TEL: 03-3775-1220 FAX: 03-3775-1156

URL: <http://www.aoibc.com>

E-mail: [aoi@aoibc.com](mailto:aoi@aoibc.com)

### 中国における外商独資の個人会社について

外商独資の会社が、新会社法の個人会社の関係規定からその内容を確認すると、外商独資の会社にとって影響が大きくなっています。

とりわけ、現在の外資独資会社の形式で法人設立登記を申請する割合が、今後ますます増えて行く傾向からみて、各地域の工商行政管理局や外商独資企業は本件について特別に関心を持っています。

外商独資の会社が新会社法で個人会社の関係規定を適用する事に関しては、「法律適用」原則の具体的な表れであり、外資企業法に対する必要な補充項目になります。

外商独資が法律に従って個人有限会社を設立する場合、その登録資本金の最低限度額は新会社法の個人有限会社の規定を順守していなければなりません。外国籍の人が個人有限会社を設立する場合でも、新会社法の個人有限会社の対外投資制限についての規定にも順守していなければなりません。この条項には次の意味が含まれています。

- \* 最低登録資本金は「10万人民元」以上になります
- \* 外国籍の人が中国国内に個人会社を設立する法人数には制限はありません
- \* 外国籍の人が設立した個人会社が中国国内に投資する際には、個人会社の形式を再度採用してはならない

また、個人有限会社が資本金の出資期限としては、以前からと同様に有限責任会社によって分割して出資できます。法律では過去を遡及しないという原則より、2006年1月1日以前に既に法に従って設立された外商独資の会社はそのまま変わらないとするが、登録資本金の変更「増資・減資」及び対外投資の際には、上述した規定に適合しなければならないとなっています。

弁護士：程 甦 (テイ ソ) 記  
(株) 葵ビジネスコンサルタンツ: 特別顧問

上海光明弁護士事務所 (有)  
1990年 中国弁護士資格取得



2000年 日本外国法事務弁護士資格取得  
得意分野:会社法・投資法・知的財産権  
:021-2281-9140(日本語直通)

 <b>AOI</b> Group 経営編	<h2>上海便り 2006年12月号</h2>
	<p>【情報提供】 【編集 / 提供】</p> <p><b>(株) 葵ビジネスコンサルタンツ</b></p> <p>東京本部: 横田税務会計事務所          〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12 2F          TEL: 03-3775-1220 FAX: 03-3775-1156          URL: <a href="http://www.aoibc.com">http://www.aoibc.com</a> E-mail: <a href="mailto:aoi@aoibc.com">aoi@aoibc.com</a></p>

### 中国の「商習慣」と「交渉術」について

今月は、上海の日本料理店経営者や喫茶店経営者からの情報になります。

外側から判断しにくい「お米やコーヒー」等を業者に注文した場合は、新規の取引ですと例えば「1kgで100元」で注文したら、多くの業者からは下記の順番のように納品されたそうです。

マズ、初回には「1kgで **200元**」程度の最上級な商品を納品して納入先から良い評判を取ります  
 2回目は「1kgで150元」程度に落とし  
 3回目には、「1kgで100元」程度と更に落とし  
 それ以後も、「1kgで **70元**」程度と品質を落とします

その後も、低品質・低価格の物を納品して総合的に『損益』を調整します。このような商習慣があるためか、外側から判断できない商品では必ず納品時に検品する事が重要な業務の1つになっています。

そのため、急にお米が不味くなったり、匂いがきつくなったりして、売上を急減させた多数の料理店や喫茶店もありました。また、調達責任者が急に退職していたら、それは納品の不正等が上司や会社に見つかり、解雇されたのではないかと思えます。

### いい加減な検品制度で納品を受け付ける法人・店舗・店長・経営者が悪い！

中国でも国際的な思考と同じように、騙される方が悪いと考えられています。更に、信用や信頼を重視して長期間の取引を行おうとも考えていません。「長期間の取引で、薄い利益」よりも、『直ちに、大きな利益』を重視する「短期」的な思考だけが目に付いています。

### アドバイス

中国現地法人では

- \* 重要な管理業務としては、会計・棚卸・保管 等ですが、
- \* 同じように「**検品**」も重要な業務になります

人件費や管理費を節約しようと検品制度を低いレベルにしたりすると、後日大幅な損金として戻ってくる可能性があります。そして取引先が中国系法人はもちろん、日系現地法人からの場合でも、納品・検品には特に注意してください。

## 次に、中国式交渉についてです

通常は、中国では「相互利益譲歩」や「相互利益互換」タイプが交渉方法とされています。それは、相互に『利益を譲り』『譲られ』と言う有益な交渉で関係を維持して行きます。相互利益とは、相手のことを考えて譲りあう一種の「面子主義」に基づいた関係になります。

ところが、『譲り 譲り』でいいますと交渉相手側からは、何か『弱み』を持っているので譲りを繰り返していると判断されて、徹底的に強気な交渉態度に変わってきます。「強弱」「上下」が明確になってくると、【命令する】立場の者と【命令されて、従う】立場の者と言う「弱肉強食」タイプに急変する訳です。

優しさや曖昧性や謙譲の美德は「弱さ」と、ペナルティーや綿密性の欠如は「交渉下手」と判断されるでしょう。だからかもしれませんが、「150%や200%」と過剰なまでに能力や実績を誇示したり、正確に事実を確認する「現場分析力」が極端に弱いと感じる出来事が多くありました。中国に駐在している方も同じような出来事を多く体験しているでしょう。

現在の中国には、もう一つ「金銭主義」も強く現れています。どちらが出てくるかは、個人的で、親族的で、地域性もありましょうが、結論として『面子主義』と『金銭主義』の両方が絡んでくる場合には、建前と本音が一致しますので日本人には想像もつかない大反発が予想できます。

(日本人もお金には「弱い」のですが、中国人ではその弱さに対する金銭感覚が日中の貨幣価値を考慮しても更に、低くなります)

故に、中国で交渉をする場合には、弱みを見せないために、自己を強く、過剰にまでにアピールしている人々が多くいます。

そこで、中国において日系法人や日本人が交渉する場合のポイントとして考えられるのは、

- \* 英米系社員を交渉の場所に出して、英語で交渉を行わせる  
= 日本人と同じで「白人コンプレックス」と「英語コンプレックス」が強く残っています。但し、若い上海人の英語は日本人と比べられない程に発音もイントネーションも上手い！
- \* 契約書を『日本語』で作成する  
= リップサービスでなければ、日本語だけの契約書でもサインします
- \* 交渉後、直ちにその内容を契約書や覚書等で取り交わす  
= 中国側に「有利な点」や「強み」等に関しては、話「10分の1」程度とってください  
:ドイツのW杯の切符入手に関するトラブル発生で、中国政府系法人からの入手約束を見ると判ります

\* 裁判所に関しては、中国では「上海」にして、日本では「本社所在地」とする  
= 上海ならば、日本並みに「法治」制度が守られています。但し、政府関連や共産党関連になりますと少し不明な点が出てくるかもしれません

\* 契約後の状況に関しては、  
= 最悪の状況に、最悪の行為が行われると予想してください。この時期だけは止めて欲しいと思う時期に、これだけは勘弁して！と考えられる行為・行動や事柄を行われま  
す。つまり、裏切りや騙しを前提にして、契約や行動を予想する必要があります。

**騙される者が「悪者」です！**

**:中国の諺から「金を貸すバカ者、金を返す大バカ者」**

\* 裁判と交渉については

= 日本式だと「話し合い 決裂 **裁判** 和解・裁定」の順番ですが、中国になると『**裁判**  
交渉 \*\*』に変わります。

裁判の目的や意味が、「相手方を交渉の場に引き出す」そして「有利な状況の下で交渉を開始する」手段になります。もちろん、裁判以外の方法で同じ事が出来るのならば、役所や役人・党幹部をも利用しています。

交渉スタイルを表現するならば、「左手に匕首を持って、右手で握手」でしょう。油断した方が悪いとなります。

(中国人感覚が強くなってきた:F記)

 <p><b>AOI</b> Group 法律・税 務・会計編</p>	<h2>上海便り 2006年12月号</h2>
	<p>【情報提供】 【編集 / 提供】  <b>(株) 葵ビジネスコンサルタンツ</b>          東京本部: 横田税務会計事務所          〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12 2F          TEL: 03-3775-1220 FAX: 03-3775-1156          URL: <a href="http://www.aoibc.com">http://www.aoibc.com</a>          E-mail: <a href="mailto:aoi@aoibc.com">aoi@aoibc.com</a></p>

## 国務院関税税則委員会の通知

### ：一部商品の輸出入品に関する暫定税率の調整について

【発布機関】 国務院関税税則委員会

【発布番号】 税委会(2006)30号

【発布日】 2006年10月27日

【施行日】 2006年11月1日

今回の調整は58項目の輸入商品に対し、比較的により低い暫定税率を実施する。

- ◆ コンピュータ直接製版機械、紡績機械の部品、電流交換機能を具備する半導体モジュール等、技術開発に有利で省エネルギー製品製造に必要な7項目の肝心な設備又は部品の税率を以前の「1～7%」から「0～3%」に引き下げる。
- ◆ 石炭、成品油、酸化アルミニウム等、26項目の資源類製品の税率を「3～6%」から「0～3%」に引き下げる。
- ◆ 合成アンモニア、肥料用硝酸カリウム、重過リン酸カルシウム等、16項目の肥料類製品の税率を「3～5.5%」から「1%」に引き下げる。
- ◆ 尿素等3種類の肥料の関税割当額税率を「1%」に引き下げる。
- ◆ ウェットブルー牛皮(Calf/Kip Wet Blue Splits)、ウェットブルー馬皮等6項目のウェットブルー皮革類製品の税率を「6～14%」から「5～12%」に引き下げる。

同時に、中国は更に暫定税率の形で110項目の商品に対し、輸出関税を課す。

- 燐灰石、希土類金属鉱物、金属鉱砂等44項目の鉱産物の輸出暫定税率を「10%」にする
- 石炭、コークス、原油等4項目のエネルギー類製品を「5%」にする
- 銅、ニッケル、電解アルミニウム等11項目の非鉄金属製品を「15%」にする
- 鉄合金、銑鉄、鉄半製品等30項目の鉄鋼製品を「10%」にする
- 希土類化合物、木製床板、使い捨て割箸等21項目の製品を「10%」にする

弁護士：程 甦 (テイ ソ) 記  
(株) 葵ビジネスコンサルタンツ:特別顧問

上海光明弁護士事務所 (有)  
1990年 中国弁護士資格取得  
2000年 日本外国法事務弁護士資格取得  
得意分野:会社法・投資法・知的財産権  
:021-2281-9140(日本語直通)